

## 育児休業(育休)は男性も取得できます！

育児のための休業(育休)は性別を問わず取得できます。

### 【男性の育児休業の特徴】

→夫婦で取得すると、1歳2カ月まで休業できます。(パパ・ママ育休プラス)



→妻の育休中に夫が休業した場合、夫は2度目も取得できます。

(要件:子の出生後、8週間以内に育児休業を取得し、かつ終了していること)



### 【育児休業中の経済的支援】

→育児休業給付

雇用保険加入者であれば、原則として休業開始時の賃金67%(6ヶ月後は50% ※上限あり)の給付を受けることができます。

→社会保険料の免除

育児休業中の社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)が免除されます。

コロナ渦で家庭内でも負担が増えている中、家族で協力しこの苦境を乗り越えましょう！  
育児休業の取得には条件もありますので、取得するしないにかかわらず、  
まずはお気軽に職員サポートセンター(人事課)までご相談ください。

人事課TEL:072-265-9089(内線2156)

## 厚生係にて現在配布中のチケット

- ル・パラディ テニス&ゴルフ鳳 無料体験レッスン券  
2020年12月末まで、入会の際にはペガサス特別優待があります。
- プール利用共通割引入場券  
関西サイクルスポーツセンター「ファミリープール フォレ・リゾ」  
尼崎スポーツの森「アマラーゴ」  
※利用期間最終日は9月6日まで！



ご希望の方は厚生係までご連絡ください。

2020.8